

▶申告会場の混雑緩和のため、申告書は郵送で提出してください。

! 申告時にこれも必要

10ページに記載しているマイナンバー確認書類と本人確認書類に加えて、次の書類が必要です。

- 令和4年中の
- (1)帳簿などの収入が分かるもの。
 - (2)給与支払報告書(源泉徴収票)、給与明細書、支払調書など。
 - (3)支払った健康保険料、介護保険料、国民年金保険料の領収書か証明書。
 - (4)生命保険料、地震保険料の控除証明書。
 - (5)医療費の明細書。

郵送

記入済みの申告書と必要書類を3月15日(水)までに市民税課へ郵送してください。必着。

※昨年、申告書を提出している人には、2月上旬に令和5年度分の申告書を送ります。早めの提出をお願いします。

申告会場

2月16日(木)～3月15日(水)
市役所低層棟2階 税務会議室

午前9時～午後5時15分。土・日曜日、祝日は除く。

申告が必要な人(例)

- 今年1月1日現在、市内在住で(1)か(2)の人。
- (1)自営業や農業、その他事業を営んでいる人。
 - (2)大工、左官職、建築手伝い、パートなど日給・月給の人。

申告が不要な人

- ◇所得税の確定申告をした人。
 - ◇給与支払報告書が提出されている人。
 - ◇収入が公的年金のみで(1)か(2)の人。
 - (1)昭和33年1月2日以降生まれで収入金額が105万円以下。
 - (2)昭和33年1月1日以前生まれで収入金額が155万円以下。
- ※公的年金などの源泉徴収票に記載のない控除を追加すると、市・府民税が減額される場合があります。扶養控除、医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除(年金からの差し引き分を除く)など。

住宅ローン控除の改正

所得税の住宅ローン控除の見直しに伴い、住宅ローン控除の適用期限が4年延長され令和7年12月31日までに入居した人も対象となったほか、控除率が0.7%に引き下げられることになりました。詳しくは市ホームページを確認してください。



税申告の各種控除

寝たきりや認知症の高齢者も障がい者控除対象に

☎高齢福祉室支援担当
(TEL6384・1360 FAX6368・7348)

寝たきりや認知症など、障がいの程度が障がい者に準ずる高齢者で控除認定基準に該当する場合は、市の発行する障害者控除対象者認定書で税の控除が受けられます。

▶対象身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳を持っていない65歳以上で障がい者に準ずる人か、その人を扶養する人。

▶申し込み所定の用紙を同担当へ。

介護保険

☎高齢福祉室介護保険担当
(TEL6384・1343 FAX6368・7348)

- (1)保険料 令和4年中に納めた保険料は、全額が社会保険料控除の対象になります。添付書類は不要。
- (2)治療上のおむつ代 寝たきり状態で治療上、おむつの使用が必要な人は、おむつ代が医療費控除の対象になります。医師が発行する証明書が必要。2年目以降は証明書の代用となる確認書を市が発行できる場合があります。
- (3)居宅介護サービス、施設入所サービスの利用料 サービスの自己負担額のうち、医療費控除の対象になるものがあります。

控除はほかにもあります。詳しくは市ホームページや国税庁ホームページで確認できます。



▶新型コロナウイルス感染症対策について

- ・「3密」を回避するために、電子申告(確定申告のみ)や申告書の郵送提出を利用してください。
- ・申告会場に来場するときは、当日朝に検温してください。体調不良のときは来場を控えてください。
- ・来場時にはマスクを着用し、手指をこまめに消毒するなど、感染症予防を徹底してください。

! 申告時に必要

※代理人が申告する場合、次の書類も必要。(1)代理人の本人確認書類。(2)代理権を確認する書類(法定代理人は戸籍謄本など、任意代理人は委任状か本人の健康保険証や運転免許証など)。

○マイナンバー確認書類

マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバー入りの住民票など

○本人確認書類

マイナンバーカードや運転免許証などの顔写真付き書類1点か、健康保険証・後期高齢者医療被保険者証・介護保険被保険者証・年金手帳などから2点

・開始直後と最終日は大変混み合います。
・来場時は、公共交通機関を利用してください。

令和4年分の確定申告

☎吹田税務署 (TEL 6330・3911)

自宅などからe-Taxで電子申告を

パソコンやスマートフォンを使って、国税庁ホームページから申告できます。e-Taxの利用にはマイナンバーカードか、税務署やJEC日本研修センター江坂で発行できるIDとパスワードが必要です。運転免許証などの本人確認書類を持参してください。これまでに税務署で確定申告書を作成した人は、すでにIDとパスワードが発行されている場合があります。申告書の控えなどで確認してください。



国税庁ホームページ

申告が必要な人(例)

- 営業所得や不動産所得などで、1年間の所得金額の合計額から所得控除の合計額を差し引いて算出した税額が、配当控除の額より多い人。
- 給与所得者で次の(1)～(3)の該当者。
(1)給与年収が2000万円を超える。
(2)給与所得や退職所得を除く合計所得額が20万円を超える。
(3)2か所以上から給与をもらっている。

申告会場

例年開設していた千里市民センター大ホールの申告会場は、今年から開設しません。混雑緩和のため、入場には入場整理券が必要です。当日会場で受け取るか、国税庁のLINE公式アカウントから事前に取得してください。上限に達したら、受け付けを終了する場合があります。



国税庁のLINE公式アカウント

2月16日(木)～3月15日(水)
JEC日本研修センター江坂(江坂町1)

午前9時～午後4時(受付終了)。
2月19日(日)、26日(日)以外の土・日曜日、祝日は除く。

- ※マスクを着用していない人は、入場できない場合があります。
- ※申告会場に専用の駐車場・駐輪場はありません。公共交通機関を利用してください。
- ※作成済みの申告書は郵送などで吹田税務署へ早めに提出してください。還付申告は2月15日(水)以前でも提出できます。
- ※期間中、税務署の庁舎では申告会場を開設しません。

